

公的年金等からの特別徴収(年金特徴)について

公的年金からの特別徴収(年金特徴)は、公的年金等の所得に係る市民税・県民税を、年金支払者(厚生労働省など)が納税義務者に支給される公的年金等から差し引いて、納税義務者に代わって市へ納入する制度です。

公的年金等の所得以外の所得(給与、事業、不動産など)に係る市民税・県民税は、給与からの特別徴収または普通徴収になります。

1. 公的年金からの特別徴収(年金特徴)の対象になる方

65歳以上(4月1日現在)の公的年金受給者で、前年中の公的年金等の所得に係る市民税・県民税が課税される方。

ただし、次の①から③に該当する方は対象になりません。

- ①老齢基礎年金等の金額が年間18万円未満の方
- ②公的年金等から特別徴収される税額が、老齢基礎年金等の額を超える方
- ③守谷市の介護保険料が、公的年金等から特別徴収されていない方

2. 公的年金等からの特別徴収の徴収方法と徴収時期

①新たに対象になる方(前年度の途中で特別徴収が中止になった方を含む)

年度前半は、公的年金等の所得に係る税額の半分を第1期・第2期に普通徴収で、年度後半は、残りの半分を10月・12月・2月に年金からの特別徴収により徴収します。

徴収方法	普通徴収(納付書又は口座振替)		特別徴収(年金からの天引き)		
時期	第1期	第2期	10月	12月	2月
税額	年税額の 4分の1	年税額の 4分の1	年税額の 6分の1	年税額の 6分の1	年税額の 6分の1

②前年度から対象になっている方

年度前半(4月・6月・8月)は、前年度分の公的年金の所得にかかる税額の6分の1ずつの額を年金からの特別徴収により徴収します。(仮徴収)

年度後半(10月・12月・2月)は、決定した令和7年度の年金特別徴収分の税額から年度前半に仮徴収した額を差し引き、残額の3分の1ずつの額を年金からの特別徴収により徴収します。(本徴収)

徴収方法	仮徴収(年金からの天引き)			本徴収(年金からの天引き)		
時期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度の公的年金等の所得に係る税額の6分の1	前年度の公的年金等の所得に係る税額の6分の1	前年度の公的年金等の所得に係る税額の6分の1	今年度の公的年金等の所得に係る税額から仮徴収を差し引いた額の3分の1	今年度の公的年金等の所得に係る税額から仮徴収を差し引いた額の3分の1	今年度の公的年金等の所得に係る税額から仮徴収を差し引いた額の3分の1

3. 公的年金からの特別徴収の中止について

主に次のような場合は、公的年金等からの特別徴収が中止となり、普通徴収になります。

- ①介護保険料が公的年金等から特別徴収されていない場合
- ②転出また死亡の場合

※上記以外にも、税額変更があった場合に、公的年金等からの特別徴収が中止になることがあります。